
第6章 計画推進に向けて

1. 多面的な取り組みの推進

(1) 景観法の活用

法に基づく取り組みの基本となるのは景観法の活用です。

景観法に基づく北谷町景観計画の普及・啓発、届出・行為制限の運用等を行うとともに、「景観重要建造物及び景観重要樹木」や「景観重要公共施設」の指定に向けた取り組みを進めます。

また、本町の景観づくりを進めていく上で特に重要な地区などについては、よりきめ細かな景観の規制・誘導を図るため「景観地区」の指定を検討するとともに、町民等の主体的な景観ルールづくりを促進するため、「景観協定」制度の普及に努めます。

① 北谷町景観計画の普及・啓発

町民等の景観づくりに対する意識の醸成、景観計画に対する理解の深化を図るため、町ホームページへの掲載や概要版の作成・配布等を行います。

② 景観重要建造物・景観重要樹木、景観重要公共施設の指定

町内の景観資源の保全・継承、良好な景観形成に資する公共施設の整備等を図るため、本計画に基づき、候補物件のリストアップ、所有者や管理者等との協議など、指定に向けた取り組みを進めます。

③ 景観地区の指定

景観地区は、景観計画区域よりもきめ細かな基準を定め、積極的に規制・誘導することで、良好な景観の形成をより強力に担保する地区です。

本町の景観づくりを進めていく上で特に重要な地区や、より積極的な景観づくりに対する地区住民の意識が高い地区等について、今後、地区住民の意向を十分に踏まえ、また、関連法制度との連携・活用も考慮しながら指定を検討します。

④ 景観協定の普及・活用促進

景観協定は、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができる制度です。

町民等の主体的な景観ルールづくりを促進するため、「景観協定」制度の普及に努めます。

(2) その他の景観関連法制度の活用

本町の多種多様な景観資源を活かした、北谷らしい良好な景観づくりを進めるため、景観法の活用のみならず、都市計画法や建築基準法、都市緑地法などの関連法制度に基づく各種施策・事業等との調整・連携による総合的な取り組みを進めます。

① 都市計画法・建築基準法

用途地域をはじめとする地域地区制度との連携や、地区ごとのきめ細かなルールを定めることができる地区計画制度や建築協定制度的連携・役割分担など、都市計画法・建築基準法と連携した取り組みを図ります。

② 都市緑地法

町内に残る貴重な緑地の保全・継承、水と緑の拠点・軸の整備、その他身近な地域の緑化の推進等による良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく緑の基本計画と連携した取り組みを進めます。

③ その他の関連法制度との調整、連携

本町の有する歴史・文化資源の保全・整備等による歴史・文化的景観の向上を図るため、景観重要建造物・景観重要樹木制度の活用、連携も考慮しながら、文化財保護法に基づく指定に取り組みます。

その他、海岸法や河川法などの関連法制度に基づく各種施策・事業等についても、良好な景観づくりの視点からの調整、連携を行うことにより、総合的な景観づくりを進めます。

(3) 自主的な取り組みの推進

景観づくりを進めていくためには、関連法制度を活用した取り組みとともに、町の自主的な取り組みが重要です。

自主的な取り組みとしては、景観計画の理解深化と効果的かつ円滑な運用を図るための取り組みとともに、町民等の主体的な取り組みを支援する各種制度を創設します。

① 事前相談・協議制度の創設

届出対象行為について事前に相談・協議できる制度を創設し、景観計画への理解を図るとともに、景観形成の方針・基準等の遵守を促します。

② 景観ガイドラインの作成

景観計画への町民等の理解深化と効果的かつ円滑な運用を図るため、景観ガイドラインを作成します。

③ 専門家の派遣、表彰制度・助成制度の創設

町民等の主体的な取り組みを支援するため、専門家の派遣、表彰制度や助成制度などの支援制度を調査検討します。

2. 景観づくり推進体制の構築

(1) 各主体の役割

『ニライの都市』の景観づくりを進める上では、町民・事業者・行政のそれぞれが主体的に、また互いに連携し、協働で取り組むことが重要です。

したがって、本計画では、町民・事業者・行政それぞれの役割を以下のように位置づけます。

① 町民の役割

- 日常生活の中で景観阻害要因を出さないよう配慮します。
- 自らの地域を学び、地域の誇りとなる資源やらしさを見出します。
- 景観づくりの主たる担い手として、行政等と連携・協働のもと、地域の良好な景観づくりに向けて主体的に取り組めます。

② 事業者の役割

- 事業所の敷地内や建物の緑化・修景に努めるなど、美しい景観づくりに自ら貢献します。
- 地域の資源やらしさを理解し、町民や行政との連携・協働のもとで、地域の良好な景観づくりに積極的に取り組めます。

③ 行政の役割

- 景観に関する情報の提供や町民による景観づくり活動等への支援など、町民等が主体となった協働による景観づくりを進める仕組み・体制をつくりまします。
- 町の景観特性を把握し、町民等の意見を十分に踏まえながら、景観づくりに向けた各種施策・事業等を積極的・継続的に展開します。
- 庁内関係部局はもとより、国や沖縄県、関係機関等との連携のもとで、総合的・横断的な景観づくりを進めます。

(2) 景観づくり推進体制

景観計画の効果的かつ円滑な運用を図るため、適宜都市計画審議会における審議等を行うとともに、景観づくりに関する各種の調整事項などについて、技術的指導・助言等を行う「景観づくりアドバイザー」の制度を検討します。また、庁内の連携体制の構築、国や沖縄県との連携・協力体制の強化を行います。